

大名の官職名

江戸町奉行である。「越前守」「左衛門尉」が官職名にあたる。

「禁中並びに公家諸法度」は「武家の官位は公家当官の外たるべき事」と定めている。本来、武家に官位（官職と位階）を授与

〈解説文〉
去ル十五日、

殿様 御名若狭守様_与
被遊

御改候付、右之文字

男女共差扣可申候、

右之趣、在中・寺社共

可被相触候、以上

十一月

〈読み下し文〉

去る十五日、殿様 御名若狭守様_与と御改め遊ばされ候につき、右の文字、男女とも差し控え申すべく候、右の趣き、在中・寺社とも相触れらるべく候、以上

十一月

〈解説〉

大岡越前守忠相・遠山左衛門尉景元といえど、言わざと知れた

五位以上の位階をあたえられた大名たちは、希望する官職名を「同書」という形で幕府に申請した。同姓同官職名にならないこと、老中など然るべき役職にある者の名前に抵触しないかなどを吟味したうえで、支障がなければそのまま許可された。希望する官職名は国司が多かつたが、ほとんどの場合は所領のある国名とは一致していない。高遠藩内藤家の藩主8人の場合、もつとも多かつたのが大和守で、次いで駿河守・伊賀守であった。

寛文4（1664）年を例にみると、信濃の国司である信濃守

に任じられたのが18人、若狭守が13人、山城守が11人であった。

本来一人だけの国司が同時期に複数名存在しており、官職名は実体のないものとなっていた。また使われない国名もあった。薩摩守は島津氏、陸奥守は伊達氏の特称とされ、武藏・尾張・常陸は

将軍家や御三家をはばかって使われなかつた。一方、紀伊・加賀については特例扱いされていない。

「殿様」は、最後の藩主となつた頼直である。安政元（1854）年、従五位下左京亮に任じられた。同6年に家督を継いで大和守となり、万延元（1860）年には駿河守と改めた。史料は、文久3（1863）年に若狭守と改めたときのものである。11月15日、改名の伺書は聞き届けられて即日みとめられた（『内藤家十五世紀』）。

明治維新後しばらくは官職名がそのまま存続していた。同2年、新政府が頼直を高遠藩知事に任じた辞令には「内藤若狭守」が使用されている。翌3年の太政官布告は「国名並びに旧官名をもつて通称に相用ひ候儀もつ止められ候事」として、国名・旧官名の使用を禁止した。

【参考文献】

- ・藤井讓治編『日本の近世3 支配のしくみ』中央公論社
- ・五味文彦ほか編『ちょっとまじめな日本史Q&A 下』山川出版社